

る必要があることから、検討にあたっては各地方厚生（支）局に相談されたいこと。

イ 不正受給の防止について

社会福祉法人が、助成事業を行うために締結した契約の相手等から寄付金等の資金提供を受けることは、いわゆる水増し契約が行われ、社会福祉法人にリベートなどとして不当に資金が還流しているのではないかとの疑惑を招くこととなることから、契約の相手方等からの寄付金等の資金提供を受けることは禁止されているところである。

については、管内市区町村及び社会福祉法人等に対しては、引き続き各種関連通知の趣旨に沿った指導の徹底を図られたい。

さらに、不正受給の事実が発覚した場合には、交付金等を返還させることはもとより、不正に関与していた者について告発を行うなど、厳正に対処されたい。併せて、このような不適正な整備事業が採択された要因を分析し、再発防止に万全を期されたい。

(4) 介護サービス施設等の防災対策等について

ア 介護サービス施設等の防災対策への取組

特別養護老人ホームや養護老人ホーム、軽費老人ホーム等の介護サービス施設等は、自力避難が困難な者が多数入所する施設であることから、次の事項に留意の上、施設の防火安全対策等の強化に努めるよう、管内の介護サービス施設等に対して指導するとともに、建築基準・指導、消防、防災等の担当部局との情報共有、連携に万全を期されたい。

- ① 火災発生の未然防止
- ② 火災発生時の早期通報・連絡
- ③ 初期消火対策
- ④ 夜間防火管理体制
- ⑤ 避難対策
- ⑥ 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- ⑦ 各種の補償保険制度の活用

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している介護サービス施設等においては、

- ① 施設所在地の市区町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への周知
- ② 施設の防災対策の現状把握と情報の伝達、提供体制の確立
- ③ 入所者の外出等の状況の常時把握、避難及び避難後の円滑な援護
- ④ 消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保

等、防災対策に万全を期していただきようお願いしたい。

イ 大規模災害への対応について

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的な参画をお願いしたい。

なお、特別養護老人ホーム等の介護サービス施設等は地域の防災拠点として、また、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、今後とも震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただきたい。

(5) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、平成22年11月9日「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）使用実態調査の第2回フォローアップ調査結果」を公表したところであるが、依然として、未措置状態にある施設、未回答施設、分析依頼中の施設が散見されており、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導等の徹底をお願いしたい。

また、これら施設の「フォローアップ調査」については、既にご連絡しているとおり、平成23年10月7日（金）までに提出いただくようお願いしたい。

石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとと

もに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第2回フォローアップ調査結果の公表等について」（平成22年11月9日雇児発1109第3号、社援発1109第1号、障発1109第1号、老発1109第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

（6）介護サービス施設等における木材利用の推進

介護サービス施設等社会福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材を利用した施設の居住環境がもたらす心理的・情緒的な効果は極めて効果的であることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具などの備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市区町村及び関連事業者等に対し周知をお願いしたい。

また、平成22年5月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」が公布されたところであるが、この中で、「地方公共団体の責務」や「事業者の努力」等が定められており、これらも踏まえて、積極的に木材の利用を図られたい。

なお、独立行政法人福祉医療機構が実施する福祉貸付事業において、平成23年度に次の優遇措置を行うこととしているところであるので、これらの活用による木材利用の積極的な活用等について、あわせて周知をお願いしたい。

- 木材利用による施設整備及びエネルギー効率が高い設備整備などエコ対策に係る融資率等の優遇措置（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業）

地球温暖化対策を推進する観点から、木材の利用、再生可能エネルギーの利

用、エネルギー効率の高い整備を行う場合に融資率を一律90%に引き上げる。

- ・ 建築資金：建築物の構造が木造（耐火建築物又は準耐火建築物）である場合
- ・ 設備備品整備資金：省エネルギー効果が25%以上の設備（太陽光発電装置、蓄熱システムなど）を整備する場合

（7）社会福祉施設等の地上デジタル放送への対応について

平成23年7月をもってアナログ放送が終了し、地上デジタル放送への完全移行が予定されている。

テレビ放送は、生活に不可欠な地震・火災などの緊急情報や施設利用者の方々の情報収集の手段として重要な役割を果たしているが、社会福祉施設等の地上デジタル放送の普及率は7割程度（社会・援護局福祉基盤課調（平成22年10月1日現在））にとどまっており、また、完全移行への期間も、残り6ヶ月を切り間近となった。社会福祉施設等は、自力で避難することが困難な方々も多く生活され、防火・防災対策に万全を期する観点からも地上デジタル放送への早期移行が必要であり、管内の社会福祉施設等に対して円滑な移行が速やかに進むよう、指導等お願いしたい。

なお、地上デジタル放送への移行状況を把握するため、本年3月中に地上デジタル放送移行へ向けての改修状況調査を行う予定としているのでご承知おき願いたい。

《参照通知等》

「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2010」抜粋

（平成22年12月関係省庁連絡会議決定）

第2 具体的な取組

第1章 公共施設のデジタル化

（1）国民生活と密接に関連する公共的な施設のデジタル化【関係省庁】

国民が利用する公共的な施設のうち、その利用者にとってテレビが災害等の緊急時の情報入手手段として重要な役割を果たすもの（特に、学校、公民館、病院、高齢者や障害者の入所する社会福祉施設。以下「重要公共施設」という。）について、各施設のデジタル化改修が完了するよう、各重要公共施設

設の所管省庁から、随時注意喚起を行う。また、各重要公共施設の所管省庁においては、平成23年3月末時点の当該重要公共施設のデジタル化改修状況について把握するよう努める。

2 地方分権に係る介護保険法等の改正について

介護保険・高齢者保健福祉における地方分権については、平成21年12月15日に閣議決定された地方分権改革推進計画・平成22年6月22日に閣議決定された地域主権戦略大綱に基づき「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称：名称については現在協議中）」が、第一弾法案（推進計画に基づくもの）については国会に提出され現在継続審議中であるとともに、第二弾法案（大綱に基づくもの）についても今国会に提出される予定である。

地方分権改革推進計画では、老人福祉法、介護保険法上の施設（軽費老人ホームを除く。）・事業所の基準に関し、国が人員配置基準・居室面積基準・人権侵害防止基準等に関する基準（身体的拘束の禁止、事故発生時の対応等）については従うべき基準を、利用定員については標準を、その他については参酌すべき基準を設け、それに基づき都道府県及び市町村で条例を作成していただくこととしている。

① 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

② 標準

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

③ 参酌すべき基準

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる

また、地域主権戦略大綱では、

- ア) 計画等の策定及びその手続きに関し、市町村及び都道府県の計画策定時に掲げる事項のうち一部の廃止・例示化・目的程度の内容への大枠化、並びに市町村計画策定時における都道府県の意見聴取の項目を一部廃止
- イ) 権限移譲に関しては、有料老人ホームについては設置の届出受理、報告の徴収及び立入検査並びに改善命令を、また指定居宅サービス事業者等については指定等、報告命令、立入検査等を、指定都市及び中核市に移譲
- ウ) 義務付け枠付けの見直し・条例制定権の拡大に関しては、法人格要件の条例委任（従うべき基準）、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員に係る基準の条例委任（従うべき基準）、イ）に伴う基準の指定都市及び中核市の条例への委任（条例制定基準については、地域主権戦略大綱と同一。）が定められている。

(別紙資料参照)

第一弾法案については、平成23年4月1日（国会提出時の施行日）、第二弾法案については、平成24年4月1日に施行することとされており、各都道府県（地域密着型サービスについては市町村）におかれては、法施行日までに条例を制定することとされている（ただし、それぞれの施行日から一年の範囲において、条例未制定の場合は国の基準によるとの経過措置が設けられる予定）。

国の基準については、法案が国会で成立後、社会保障審議会（介護給付費分科会）への諮問・答申を経て定めることになるが、各都道府県及び市町村におかれては、制定する条例が多数にのぼることから、予め検討作業を進める等、準備を進めていただくようお願いする。

3 ユニット型及びユニット型以外の施設の併設施設（一部ユニット型）について

(1) 経緯

平成22年9月21日に介護給付費分科会においてとりまとめられた「一部ユニット型施設の基準等に関する審議のとりまとめ」を受け、ユニット型施設とユニット型施設

以外の施設の併設施設について、一部ユニット型施設に係る規定を廃止し、それに伴い、人員及び設備に関する基準の改正を行う。（パブリックコメントを12月17日まで実施。）

（2）改正内容

- ア 一部ユニット型施設に係る規定を省令から削除する。
- イ これにより、現在一部ユニット型施設という類型で1つの施設として運営されている施設が、ユニット型の部分とユニット型以外の部分で別の施設に分かれることとなる。
- ウ 別々の施設にあつては、職員はそれぞれの施設の職務に従事することが基本であり、他の施設において同時に勤務することは通常考えにくい。旧一部ユニット型施設に勤務する職員については、入所者の処遇に支障がない範囲において、分離した施設の双方において職務に従事する勤務体制を可能とする。

（参考）特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 第6条（職員の専従）

特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

- エ また、設備基準については、従来一部ユニット型施設であつた施設において、入所者の処遇に支障がない範囲において、ユニット型施設とそれ以外の施設の双方で設備の共用を可能とする。

（3）対象施設

- ア 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設）
- イ 介護老人保健施設
- ウ 介護療養型医療施設
- エ 短期入所生活介護
- オ 短期入所療養介護

（4）特別養護老人ホーム

- ア 一部ユニット型施設に係る規定を省令から削除する。

イ ユニット型特別養護老人ホームと、ユニット型以外の特別養護老人ホームを併設する場合、人員配置基準及び設備基準については以下のとおりとする。

(ア) 人員に関する基準

施設長、管理者、医師、看護職員（介護職員と同様にユニットケアを行う看護職員を除く）、生活相談員、介護支援専門員、栄養士、機能訓練指導員、調理員及び事務員その他の従業者については、入所者の処遇に支障のない場合、併設する特別養護老人ホームの入所者に対してサービスの提供を行う勤務体制も可能とする。

※ 介護職員及び介護職員と同様にユニットケアを行う看護職員（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（省令）第40条第2項第1号に配置規定のある看護職員）は、上の例外規定の対象ではなく、従って原則通り併設施設の入所者に対してサービス提供を行う勤務体制は認められない。

（参考）特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（省令）第40条第2項第1号

昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(イ) 設備に関する基準

居室、共同生活室、洗面設備、便所を除き、ユニット型施設の入居者及びユニット型以外の施設の入所者へのサービス提供に支障がない場合、一の設備をもって、ユニット型施設及びユニット型以外の施設の共通の設備とすることができる。

(ウ) 施行期日及び経過措置

- a 介護給付費分科会の答申を受けた後、所定の手続に従い公布・同日施行
- b 公布日に現に存在する一部ユニット型施設（増改築中も含む）については、平成23年4月1日以降の認可・指定の更新の際に、ユニット型部分とユニット型以外の部分について、それぞれ別施設として認可・指定を行うこととする。
- c 平成15年4月2日以降に新設され、一部ユニット型施設として認可・指定を受けたものについては、ユニット型部分とユニット型以外の部分について、それぞれ別施設として遅滞なく認可・指定を行うこととする。
- d また、特別養護老人ホームについて、ユニット型施設及び従来型施設それぞれの施設整備状況の検証結果を踏まえ、必要があればその後の対応を検討する

こととする。

(5) 介護老人保健施設

ア 一部ユニット型施設に係る規定を省令から削除する。

イ ユニット型介護老人保健施設と、ユニット型以外の介護老人保健施設を併設する場合、人員配置基準及び設備基準については以下のとおりとする。

(ア) 人員に関する基準

管理者、医師、看護職員、薬剤師、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、介護支援専門員、調理員、事務員その他の従業者については、入所者の処遇に支障のない場合、併設する介護老人保健施設の入所者に対してサービスの提供を行う勤務体制も可能とする。

※ 介護職員は上の例外規定の対象ではなく、従って原則通り併設施設の入所者に対してサービス提供を行う勤務体制は認められない。

(イ) 設備に関する基準

療養室（病室）、共同生活室、洗面設備、便所を除き、ユニット型施設の入居者及びユニット型以外の施設の入所者へのサービス提供に支障がない場合、一の設備をもって、ユニット型施設及びユニット型以外の施設の共通の設備とすることができる。

(ウ) 施行期日及び経過措置

a 介護給付費分科会の答申を受けた後、所定の手続に従い公布・同日施行

b 公布日に現に存在する一部ユニット型施設（増改築中も含む）については、平成23年4月1日以降の許可の更新の際に、ユニット型部分とユニット型以外の部分について、それぞれ別施設として許可を行うこととする。

c 平成17年10月2日以降に新設され、一部ユニット型施設として許可を受けたものについては、ユニット型部分とユニット型以外の部分について、それぞれ別施設として遅滞なく許可を行うこととする。

(6) その他の施設等

介護療養型医療施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護についても所要の改正を行う。

4 有料老人ホーム・特定施設に係る事務の適切な実施について

(1) 厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置の一部改正について

ア 制度の概要

老人福祉法第29条第6項において、有料老人ホームを設置する者については、前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて必要な保全措置を講じることとされているところである。具体的な保全方法については、老人福祉法施行規則第1条の13及び第20条の10の規定に基づき厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置（平成18年厚生労働省告示第266号）において、①銀行等の連帯保証、②指定格付機関から特定格付が付与された親会社による連帯保証、③保険事業者との保険保証契約、④金融機関との信託契約、⑤民法第33条により設立された法人との保全契約で①から④に準ずるものとして都道府県知事が認めるものとされているところである。

イ 改正の経緯および概要

金融庁の制度改正に伴い、平成22年12月31日付けで指定格付機関制度が廃止されたため、本年1月1日より、前記告示②の「指定格付が付与された親会社による連帯保証」に関して一部改正を行ったので、適切な指導をお願いしたい。改正の経緯及び概要については以下のとおりである。

(ア) 金融庁は、格付の公的利用の在り方について撤廃や代替措置の検討など見直しを行っており、平成22年4月1日からの格付会社に対する登録制度の導入（信用登録業者制度）に伴い、平成22年12月31日付けで指定格付機関制度を廃止した。

(イ) 指定格付機関は、事業者の属する業界の動向や、事業者の事業構造、財務構造等の特徴をもとに、事業者が負う金銭債務についての総合的な債務利用能力を判断し、格付を付与するものである。

(ウ) 一方、適格格付機関制度は、自己資本比率規制（バーゼルⅡ）において、金融機関が自己資本比率算定に当たって利用することができるものであり、指定格付機関制度と同様の観点から事業者に格付を付与するものであるが、指定格付機関